

「名古屋駅前桜通における道路空間活用社会実験等業務委託」

に係るプロポーザル

【 説 明 書 】

令和 7年 6 月

名 古 屋 市

【 目 次 】

1. 業務の概要	1
2. 参加資格	1
3. 提案を受けたいポイント	2
4. 事務局	3
5. 提出書類の作成及び記載上の留意事項	3
6. 企画提案書等の内容についての質問の受付及び回答	4
7. 企画提案書等の提出方法、提出場所及び提出期限	4
8. 評価委員及び契約候補者の選定	5
9. ヒアリング	5
10. 審査結果の通知・公表	6
11. 非選定理由及び選定理由に関する事項	6
12. 失格	6
13. その他	6
14. 企画提案書の評価基準	9

(様式 1) 企画提案書表紙

(様式 1-2) 企画提案書(グループ構成団体用別紙)

(様式 2) 団体の概要

(様式 3) 代表者等名簿

(様式 4) 業務実績

(様式 5) 業務実施体制

(様式 6) 技術者の資格・実務経験

(様式 7) テーマに対する提案

(様式 8) 質問票

別添 1 企画提案書等作成要領

別添 2 業務委託概要

別添 3 内訳書(参考)

別添 4 団体グループ協定書

参考資料・・・住宅都市局共通業務委託仕様書(測量・調査等)

情報の保護及び管理のための特記仕様書(業務委託用)

障害者差別解消に関する特記仕様書(業務委託用)

名古屋駅前桜通における道路空間活用社会実験等業務委託 特記仕様書(案)

1. 業務の概要

(1) 業務名

名古屋駅前桜通における道路空間活用社会実験等業務委託

(2) 業務内容

業務委託概要(別添 2)のとおりです。

(3) 履行期間

履行期間は、次のとおりとします。

契約締結日から令和 7 年 12 月 23 日(火)まで (予定)

(4) 契約上限金額

15,000 千円(消費税及び地方消費税を含みます。)

2. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たしていることが必要です。なお、複数の法人その他の団体で構成するグループでも応募可能としますが、その場合は構成員となる全ての団体が条件を満たすことが必要です。また、いずれかの団体を代表者としてください。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」といいます。)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

(2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15 財用第 5 号)に基づく指名停止(以下「指名停止」といいます。)を受けている者を除きます。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 令和 7・8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」又は「測量・設計」のうち、申請業種「催事等の企画・運営」又は「建設コンサルタント」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、令和 7 年 8 月 15 日午後 5 時 15 分までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。

(4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除きます。)でないこと。

(5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除きます。)でないこと。

(6) 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)、商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成 17 年法律第 40 号)によって設立された事業協同組合等(以下「組合」といいます。)と当該組合の組合員との双方が同時に本公募に参加しようとする者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請

をした場合は、組合の参加申請を無効とします。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公募に参加することができる。

(7) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

(8) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19 財契第 103 号)に基づく排除措置(以下「排除措置」といいます。)の期間がない者であること。

暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会することがあります。また、契約候補者選定後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として選定を取り消します。

(9) 名古屋市内に、本店、支店又は営業所等を有するものであること。

(10) 平成22年度以降、公共空間を活用した業務を完了した実績があること。

3. 提案を受けたいポイント

(1) 業務遂行能力

- ・業務実施体制
- ・業務実績等

(2) 企画提案能力

「名古屋駅駅前広場の再整備プラン(中間とりまとめ)」(2019 年 1 月策定)では、「駅とまちをつなぐ広場の配置により、まちに人が流れていきやすい空間の創出を図り、地下広場や新たなまちへの動線と連携し、まちへの回遊の起点となるとともに、情報発信の場として活用していく」という駅前広場の再整備の方向性を示しています。

名古屋駅前東側では、「オフィスワーカー等が一息つける心地良い空間が無い」「歩行者と自転車の交錯」「出勤時など歩道が狭くて混雑」「自転車駐車場や地下街出入口により歩道が広げられない」等の課題があるとともに、名古屋の新しい顔となる象徴的な空間となることが求められています。

駅前広場に接する桜通についても、将来の名古屋駅駅前広場整備を見据え、桜通の道路空間を駅前広場に即した空間にすることを目指し、道路空間のあり方を検討することとしています。

本業務では、桜通の道路空間の活用について検討するため、駅からまちへと歩く人々が心地よく滞留できる空間を形成することにより、にぎわい創出や駅前広場及び桜通の再整備の機運を醸成するために、安全対策を踏まえ、以下のテーマに沿った提案を求めます。

なお、社会実験では、歩道空間や公開空地等を活用するため、消防署、交通管理者等、関係

機関と調整の上、必要な申請・届出を行う必要があります。今回の社会実験は道路管理者と共同で実施するため、実施内容について情報を共有しています。また、公開空地等については別添「特記仕様書(案)」の平面図に着色した箇所を候補地としていますが、契約後に具体的な内容が決まり次第、関係権利者と調整が必要です。

交通管理者には、社会実験を行う旨と実施場所について了承を得ていますが、具体的な内容が決まり次第調整が必要です。

自転車駐車場の活用については、道路管理者及び道路占用者との調整が必要です。

・テーマ①：心地よく滞留できる空間づくり

心地よく滞留できる空間を創出するために、以下の項目を必要に応じて取入れて、実施可能な内容を具体的に提案してください。候補地に物を置く場合は常設等を想定しているか、分かるようにしてください。

- ・ベンチ、テーブル、日除け、パークレット等の設置
- ・BGM、照明、Wi-fi 環境、電源など昼も夜もまちへ行きたくするような仕掛け
- ・自転車駐車場を一時利用停止した際に空いた空間の活用
- ・植栽帯の上部にテーブル等を設置する等の方法による、滞留空間の形成。

・テーマ②：駅からまちへ人を呼び込む空間づくり

本業務の目的を踏まえ、飲食や物販、体験イベントなど、にぎわい創出が見込めるイベントとして実施可能なものを、具体的に提案してください。

・テーマ③：事業 PR

社会実験に係る事前広報及び本市が実施する駅前広場の再整備や桜通の道路空間再整備などに係る事業PRについて、広告宣伝物(A4チラシ 1000 部以上)やその他 SNS 等による情報発信など、今後の名古屋駅駅前広場や桜通の再整備を見据えた、駅前広場の再整備の機運醸成を行っていくために効果的な周知方法を提案してください。

4. 事務局

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局都心まちづくり部名駅ターミナル整備課(名古屋市役所西庁舎 3 階)

TEL 052-972-2745 FAX 052-972-4171 E-mail a3982@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

担当：伊藤、大村、雲林院、山中

5. 提出書類の作成及び記載上の留意事項

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式 1～様式 7)

イ 参加資格、様式 4 及び様式 6 に記載された類似業務実績等を証明できる書類等

ウ 見積書及び内訳書(様式は自由としますが、内訳書(別添 3)を参考に提案内容に即した項

目に修正及び追加して、作業ごとに係る費用の内訳が判別できるように作成してください。)

エ グループにおける代表団体の選定及び事業分担等に関する協定書(別添4)

(2) 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

ア 提案は、業務を実施するに当たっての考え方等について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではありません。

イ 企画提案書の様式は、様式1～様式7のとおりとします。企画提案書等作成要領(別添1)を参照し、記載漏れ等無いよう注意してください。

(3) 提出書類の無効等

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合並びに虚偽の記載をした場合は無効とすることがあります。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

6. 企画提案書等の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、質問票(様式 8)により行うものとし、持参又は電子メールの方法によるものとします。

ア 質問の受付場所: 4. 事務局に同じ

イ 質問の受付期間: 令和7年6月30日(月)午前9時から令和7年7月24日(木)
午後5時まで

(2) 質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、調達情報サービスに掲載するほか、下記のとおり閲覧に供します。また、質問者に対して電子メール等により回答します。

ア 閲覧場所: 4. 事務局に同じ

イ 閲覧期間: 令和7年7月31日(木)から企画提案書等の提出期限の前日まで。ただし日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」といいます。)を除きます。閲覧時間は、午前9時から午後5時までとします。

ウ その他: 仕様の補足等が掲載されることがあるので、質問及び回答については企画提案書等の提出前に必ず確認してください。

7. 企画提案書等の提出方法、提出場所及び提出期限

(1) 提出方法: 持参又は郵送等

(2) 提出部数: 正本1部及び副本5部並びに電子データ

※副本は、様式4～7及び別添3のみとし、可能な限り事業者名が特定できるような表示や表現は行わないでください。

※電子データはPDF形式(テキスト情報を含んだもの)、記録媒体はCD-R又はDVD-Rとし、ラベル面に社名を記載してください。)

(3) 提出場所: 4. 事務局に同じ

(4) 提出期限: 令和7年8月5日(火) 午後5時まで

※持参の場合は午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

ただし、休日を除きます。

※郵送の場合は令和 7 年 8 月 5 日(火)必着とします。

※提出期限後に提出された企画提案書は無効とします。

8. 評価委員及び契約候補者の選定

(1) 評価委員

企画提案書の企画提案能力の評価は、「名古屋駅前桜通における道路空間活用社会実験等業務委託事業者評価委員」(以下「評価委員」といいます。)が行います。

評価委員(学識経験者) 伊藤 恭行 (名古屋市立大学 名誉教授)
(名古屋駅周辺トータルデザイン検討会議 有識者)

評価委員(学識経験者) 小野寺 康 (秋田公立美術大学非常勤講師)
(名古屋駅東側駅前広場デザインチーム)

評価委員(学識経験者) 佐藤 久美 (名古屋国際工科専門職大学教授)

評価委員 名古屋市緑政土木局路政部担当課長

評価委員 名古屋市住宅都市局都心まちづくり部担当課長

(2) 契約候補者の選定

ア 14. 企画提案書の評価基準に基づき企画提案書等を事務局及び評価委員が評価し、最も優れている提案者を契約候補者として選定の上、契約締結に向けた手続を行います。

イ 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定します。

ウ 選定した契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとします。契約候補者が契約の相手方として決定される前に参加資格を有しないこととなった場合、指名停止(指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたときも含みます。)又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とします。

エ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとしますが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

オ 2.参加資格の条件を満たさないと認められた者にはその旨及びその理由(以下「無資格理由」といいます。)を書面等により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しま

せん。この場合、通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を除きます。)に書面(様式自由)により無資格理由について説明を求めることができます。

カ オに対する回答は、原則として、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対して書面等で行います。

9. ヒアリング

- (1) 評価にあたっては、提案者に対して、ヒアリングを実施します。なお、提案者が多数の場合は、評価基準に基づき、企画提案書の事前採点(書面審査のみ)を行い、上位5者に対してヒアリングを実施します。なお、事前採点の得点はヒアリングには持ち越さないものとします。また、提案者が1者のみであった場合でもヒアリングは実施します。
- (2) ヒアリングの日程は、令和7年8月22日(金)または令和7年8月26日(火)を予定しています。ヒアリングは、1者あたり25分(説明10分程度、質疑応答15分程度)を予定しています。なお、ヒアリング実施対象者には確定した実施場所及び日程等、詳細を別途通知します。
- (3) ヒアリングの出席者は3名以内とします。
- (4) 説明資料は、提出された企画提案書に限定し、追加資料の配布は禁止します。
- (5) ヒアリングに出席しない場合は、契約意思がないものとみなして選定の対象としません。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではありません。

10. 審査結果の通知・公表

各提案者に対して、当該提案者の結果(契約候補者に選定されたか否か、順位及び評価点数等)を、令和7年8月下旬頃に書面にて通知します。また、契約候補者と契約締結後、調達情報サービスの「随意契約の内容の公表」で全ての提案者の結果を公表します。なお、報道機関等からの問い合わせがあった場合も、審査結果を公表することがあります。

11. 非選定理由及び選定理由に関する事項

- (1) 非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を除きます。)に、非選定理由について書面(様式自由)により説明を求めることができます。
- (2) (1)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面等により行います。
- (3) 最優秀提案者に選定された者についても、(1)、(2)に準じて説明を求めることができます。
- (3) 非選定理由及び選定理由の説明要求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。
 - ア 受付場所 : 4. 事務局に同じ
 - イ 受付時間 : 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (4) 本市が書面等にて回答を行った後においては、再度の非選定理由及び選定理由の説明要求は受け付けません。

12. 失格

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (2) 企画提案書等提出時点において、2.参加資格の条件を満たさないことが認められた者
- (3) 企画提案書等提出後、契約候補者選定までの間に、2.参加資格の条件を満たさなくなった者
- (4) 本説明書に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案を行った者
- (5) 見積金額が 1.(4)契約上限金額を超える提案を行った者
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為をした者
- (7) 評価委員に対し、評価に関わる接触の事実が認められた者
- (8) 記入事項が判読できない企画提案書を提出した者

13. その他

(1) 契約保証金

名古屋市契約規則(昭和 39 年名古屋市規則第 17 号)第 31 条の規定に該当する場合は、免除します。

- (2) 提出者は、本説明書の記載内容を承諾した上で、企画提案書等を提出するものとします。
- (3) 本プロポーザルの提案者が本市から受領した書類は、本市の了解なく公表又は使用できません。
- (4) 1 団体につき提案は 1 つとし、複数の提案はできません。また、単独で参加した団体が他のグループの構成員となることや、1 団体が複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。
- (5) 本プロポーザルに参加を希望する者で、2.参加資格に掲げる本市の競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市公式ホームページの入札参加者登録(アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>)において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を令和 7 年 8 月 15 日(金)午後 5 時 15 分までに次の場所に提出し、契約の締結日までに当該資格の認定を受けていなければなりません。この場合は、実施公告の写しを添える等の方法により、本プロポーザルに参加を希望している旨を明示しなければなりません。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市財政局契約部契約監理課 (名古屋市役所西庁舎 11 階)

TEL 052-972-2321

- (6) 企画提案書等の提出後においては、原則として企画提案書等に記載された内容の変更を認めません(本市から指示があった場合を除きます)。
- (7) 本業務の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めません。ただし、担当者については、資格・実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りではありません。
- (8) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面(様式自由)により届け出るものとしま

す。

(9) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(10) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの審査以外の目的で提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出された企画提案書等の著作権は、提出者に帰属するものとします。ただし、名古屋市情報公開条例(平成 12 年名古屋市条例第 65 号)に基づく情報公開請求の対象となるほか、本市が必要と認める場合に全部又は一部を無償で利用できるものとします。

ウ 提出された企画提案書等は返却しません。

エ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提出者が負うものとします。

(11) 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めます。追加書類の取扱い等については、(10)と同様とします。

(12) 契約内容の履行にあたっては、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはなりません。

(13) この契約において、談合その他の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、「談合その他の不正行為に係る賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求します。

(14) 談合情報が寄せられた場合は、本公募を中止することがあります。

14. 企画提案書の評価基準

企画提案書の評価基準は以下のとおりです。

評価項目	評価の視点	判 断 基 準	評価点
業務遂行能力※1	業務実施体制	実施体制、安全対策等	10
	業務実績等	本業務との類似業務を完了した実績等	10
	(小 計)		(20)
企画提案能力※2	提案内容の的確性	業務目的の理解度等	50
	提案内容の独創性	提案内容の独自性、新たな視点等	25
	提案内容の実現性	提案内容の具体性、実現性等	25
	(小 計)		(100)
合 計			120

※1 「4.事務局」が採点 ※2 「8.(1)評価委員」が採点

<提案者の順位の決定方法>

- 1 評価委員1名あたり120点満点(事務局採点分を含む)、合計600点満点で、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を原則として契約候補者とします。なお、全体600点満点のうち240点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定します。
- 2 評価点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定します。
 - (1)「企画提案能力」の点数が高い者を上位とします。
 - (2)(1)も同点の場合は、企画提案能力における「提案内容の的確性」の点数が高い者を上位とします。
 - (3)(2)も同点の場合は、評価委員から意見を聞き、住宅都市局長(契約事務受任者)が順位を決定します。

企画提案書等作成要領

1 企画提案書等の内容について

記載事項	内容に関する留意事項
共通事項	・文字サイズは10ポイント以上とする。 ・様式1～3以外には可能な限り事業者名が特定できるような表示や表現は行わないこと。 ・提案にあたっては、図や絵の活用、文字の強調やカラーを使用するなど、必要に応じわかりやすい表現となるよう工夫すること。
業務遂行能力	【様式 3】 ・名簿は、法人登録をしている団体にあつては登記簿上の役員について、その他の団体にあつては代表者等(法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等)について全て記入すること。 【様式 4】 ・貴社の平成22年度以降、公共空間を活用した業務を完了した実績を記載すること。 ・4件以上ある場合は、本業務に類似性が高い3件を選択して記載すること。 (記載された、公共空間を活用した業務を完了した実績を証明できる契約書、履行完了及び契約内容が確認できる書類を添付すること) 【様式 5】 以下のとおり業務実施体制の方針、配置予定の担当者及び分担業務を記入すること。 ・主任技術者は1名、担当者は1名以上とする。担当者が複数の場合はそれぞれの分担業務の内容を記載する。 ・他の業者等に本業務の一部を再委託する場合、又は学識経験者の技術協力を受けて本業務を実施する場合には、その業務内容を記載すること。 【様式 6】 ・本業務を担当する主任技術者及び全ての担当者について作成する。 ・主任技術者及び各担当者ごとに、様式を作成する。 ・主任技術者及び各担当者ごとに、平成22年度以降、公共空間を活用した業務を完了した実績・業務概要及び従事した内容について記載する。4件以上ある場合は、本業務に類似性が高い3件を選択して記載すること。 (記載された、平成22年度以降、公共空間を活用した業務を完了した実績を証明できる契約書、履行完了及び契約内容が確認できる書類を添付すること)
企画提案能力	【様式 7】 ・テーマ① 駅からまちへ人を呼び込む空間づくり ・テーマ② 心地よく滞留できる空間づくり ・テーマ③ 事業PR :用紙サイズA4(縦)6頁以内又はA3(横)3頁以内

2 企画提案書等提出時の留意点について

提出の際は、正本(1部)及び副本(5部)の計6セットを各セットごとにフラットファイルに以下の順序で綴じたうえ、インデックス(下線部参照)を全てに付けてください。また、副本は、様式4～7及び別添3のみとし、これらに記載されている社名等(事業者名が特定できるような表示や表現全てを含む。)は黒塗りで抹消してください。

(順序)様式 1～様式 7

3 その他留意事項

提出書類について、この書面に示された条件に適合しない場合は無効とする場合があります。

(別添2)

業 務 委 託 概 要

件 名	名古屋駅前桜通における道路空間活用社会実験等業務委託
担 当 課	住宅都市局都心まちづくり部名駅ターミナル整備課
内 容	1 業務目的 「名古屋駅前広場の再整備プラン(中間とりまとめ)」(2019年 1 月策定)を踏まえ、桜通の道路空間を将来の名古屋駅駅前広場に即した空間にすることを旨し、道路空間の活用方法を検討するため、駅からまちへと歩く人々が心地良く滞留できる空間を形成することにより、にぎわい創出や駅前広場及び桜通の再整備の機運を醸成するための社会実験を実施する。 2 業務内容 (1) 社会実験の企画 (2) 社会実験の実施 (3) 社会実験の効果検証 (4) 報告書の作成 3 成果品 (1) 報告書 1部 (2) 報告書を含む市への提出物一式の電子データ 1部 (3) その他、監督員が必要と認める資料
履 行 期 間	契約締結日 ～ 令和7年12月23日(予定)
履 行 場 所	名古屋市中村区名駅三丁目及び名駅四丁目地内

(別添3)

内 訳 書

件名 名古屋駅前桜通における道路空間活用社会実験等業務委託

項 目	金 額
社会実験の企画	
社会実験の実施	
社会実験の効果検証	
報告書の作成	
打合せ協議	
消費税及び地方消費税額（１０％）	
合 計	

団体グループ協定書

(目的)

第1条 当団体グループは、「名古屋駅前桜通における道路空間活用社会実験等業務委託」(以下「本業務」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当団体グループは、_____団体グループと称する。

(事務所の所在地)

第3条 当団体グループは、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当団体グループは、 年 月 日に成立し、その存続期間は、プロポーザルによる選定の結果、当団体グループが受注した場合は、本業務が完了し当団体グループの清算が終了するまでとし、その他の場合は本業務の契約締結日までとする。

(構成員)

第5条 当団体グループの構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

(代表者)

第6条 当団体グループは、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 代表者は本業務の履行に関し、当団体グループを代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、下記の権限を有するものとする。

- (1) 企画提案書に関すること。
- (2) 発注者及び監督官庁等と折衝すること。
- (3) 見積に関すること。
- (4) 契約代金の請求及び受領に関すること。
- (5) 当団体グループに属する財産の管理に関すること。

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、本業務の履行に伴う当団体グループが負担する義務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第9条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(事業途中における構成員の脱退に対する措置)

第10条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ、当団体グループが本業務を

完了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が本業務を完了するものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当団体グループの取引金融機関は、_____銀行とし、団体グループの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の除名)

第 12 条 当団体グループは、構成員のうちいずれかが業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認により当構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

- 3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、第 10 条第 2 項の規定を準用する。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 13 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第 10 条第 2 項の規定を準用する。

(代表者の変更)

第 14 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認により他の構成員を代表者とするものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 15 条 当団体グループが解散した後においても、当成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときには、各構成員は共同連帯して責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 16 条 この協定書に定めのない事項については、構成員全員をもって定めるものとする。

_____外__社は、上記のとおり_____団体グループ協定を締結したので、その証拠として名古屋市住宅都市局名駅ターミナル整備課への提出用を含め協定書__通を作成し、各通に構成員が記名し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者役職氏名

所在地

商号又は名称

代表者役職氏名